

財政健全化

財政健全化アドバイザー会議を開催しました

市では現在、令和4年度から8年度までの5年間を対象とする第1期財政健全化計画を推進しています。人口減少時代を見据えた事業の見直しを著実に進め、市民生活を守りながら、次世代を育むための財政基盤の回復に取り組んでいます。

第1期計画は、皆さまのご理解とご協力のもと、この3年間で14億8,966万円の効果をあげるなど、着実な成果を上げています。

しかし、最近では物価高騰や人件費の上昇が急速に進んでいるため、これまで以上の取組が必要となっています。

この状況を踏まえ、次期計画の策定にあたっては、専門的な知見と外部の視点を取り入れることが不可欠と考え、「総務省のアドバイザー2名と市の代表監査委員1名」の3名で構成される「財政健全化アドバイザー会議」を設置しました。

4月30日に第1回会議を開催し、市の財政課題や健全化の方向性について活発な意見交換が行われました。

本年9月末までに計4回程度の会議を予定しており、いただいた意見を活用しながら、人口減少時代に即した緩やかな縮小と、将来のまちづくりに必要な新たな施策の推進を両立させる「第2期財政健全化計画」の策定に取り組んでまいります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

問(市)経営管理課



▲ホームページ



▲会議の様子

情報公開

令和7年度 情報公開・個人情報開示実績を公表

令和7年度における情報公開・個人情報開示の実施状況についてお知らせします。公開・開示請求のあった公文書の件数や処理状況は次のとおりです。

情報公開(件)		公開状況					審査請求
請求件数	請求公文書	全部公開	部分公開	非公開	拒否	存否心答	不存
8	10	1	6	2	1	-	-

個人情報開示(件)		開示状況					審査請求
請求件数	請求公文書	全部開示	部分開示	非開示	拒否	存否心答	不存
44	44	2	36	3	-	3	1

▲ホームページ

市民病院跡地を活用する診療所を募集

地域医療の整備をめざし、市民病院跡地の管理棟2階(現ハートフルプラザみき)を有効に活用する診療所(内科・小児科)を募集します。

▼申込期限 令和9年3月19日(金)
問(市)障がい福祉課 支援係



▲ホームページ

補助金

認知症カフェ活動に補助金を交付

認知症の方やその家族が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、住民が主体的に運営する交流の場(認知症カフェ)に対して、運営に必要な費用の一部を補助します。

▼対象団体(次の要件のほか、市が定める全ての要件を満たすこと)
・三木市を拠点とする団体で、5名以上で構成し、半数以上が市内在住である
・月1回1時間以上活動するなど

▼補助内容
・基礎補助額 上限48,000円/年
・利用者数加算 10〜20人未満 500円/月、20人以上 1,000円/月
・開催回数加算 月2回以上 500円/月

障がい者などへの支援活動を行う団体を補助

障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者およびその家族への支援を行う団体に対して活動経費の一部を補助します。

▼対象活動事業 ピアサポート活動、災害対策活動、孤立防止活動、社会活動支援、ボランティア活動、理解促進啓発・研修

・月に1回以上の活動があり、障がい者などを対象としたもの
・活動事業によって活動内容などの条件あり
※同じ体験をした当事者同士が互いに助け合う活動

▼補助内容

・基礎補助額 上限48,000円/年
・利用者数加算 10〜20人未満 500円/月、20人以上 1,000円/月
・開催回数加算 月2回以上 500円/月

▼申請期限 6月30日(火)
問(市)高齢福祉課 地域包括支援センター ☎89-2337

▼対象団体

・三木市を拠点としている
・団体構成員が5名以上で、その過半数以上が三木市に住所を有している
・団体の会則や規約があり、構成員から会費または参加費を徴収している など

▼対象経費 活動の実施に直接かかるもの(講師への謝礼金、チラシポスターの印刷費など)
▼補助額 上限5万円/年
▼申請期限 9月30日(火)
問(市)障がい福祉課 支援係



▲ホームページ

補助金

若者世帯の新生活を応援します

市では市内で新生活をスタートする若者世帯に、住居費や引越費用など、最大100万円を支援しています。

▼対象 市内在住で次の①〜④すべてに該当する世帯
①年齢が39歳以下で次の②、③、④のいずれかに該当する世帯
②夫婦、③パートナーシップ宣言、④18歳未満の子どもを養育するひとり親世帯
⑤世帯所得500万円未満(ひとり親の場合は250万円未満)、または三木市空き家バンク掲載の中古住宅を購入した世帯
⑥2年以上三木市に居住予定の世帯
⑦次のいずれかに該当する世帯
令和8年1月1日以降に婚姻した世帯
令和8年3月1日以降に物件を購入した他市町村からの移住世帯

▼申請期限 令和9年3月31日(火)
▼申請方法 市ホームページ、市役所4階縁結び課にある申請用紙に必要事項を明記し、添付書類を添えて窓口へ提出してください。
詳細は市ホームページで確認してください。

問(市)縁結び課 縁結び係



▲ホームページ

ジャンボタニシ 捕獲器 (6口タイプ)

数量限定

入口の下半分を水に浸けると捕獲しやすくなります。

ばいばい! タニシ!

水切りネット等に入れた誘引エサを入れてください。
※エサの例: 野菜くず・米ぬか・糠のエサ等

お問い合わせは **福農産業株式会社**

☎0794-82-1088 ☎0794-83-5615

三木市大村58番11 Eメール:honbu@nagara88.co.jp

農機具, 重機 買取します!!

お見積り無料! お気軽にご連絡ください

☎0120-90-5363

動かなくても大丈夫!

親切・丁寧なスタッフが真心込めて対応します

アグリサービス兵庫 〒673-0541 三木市志染町広野6丁目71番